
QA17 今回の東京電力福島第一原子力発電所事故に対してとられている放射線に関する基準は、外国に比べて甘いのではないですか。

一般の住民、原子力施設に係る作業者についての放射線に対する基準には、国際放射線防護委員会（ICRP）が示した参考レベルの範囲に沿って値が設定されました。

これらの線量基準は、通常原子力や放射線の使用の場合、緊急事態期の状況及び事故収束後の回復・復旧時での基準は、異なる線量の範囲が示されています。

緊急事態期として設定された基準は、回復・復旧時の段階になったとして、回復・復興時の基準に変更されました。

統一的な基礎資料の関連項目

上巻 第4章 146 ページ「国際放射線防護委員会（ICRP）勧告と国内法令の比較」

出典：放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばくに関する Q&A」より作成

出典の公開日：平成 24 年 4 月 13 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 25 日